

# 野焼きは禁止されています！

※ 野外での焼却は、煙、すす、悪臭により周辺の人に迷惑をかける行為です。

お互いが快い環境で過ごすためにも、ごみは絶対に野外で焼却せずに適正に処理しましょう！

なお、ごみステーションに出す際は、分別して決められた曜日・場所に出してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）（要約）

## 第二十五条

廃棄物を不法投棄した者及び違法に野外焼却した者（未遂行為も含む）は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（法人は3億円以下の罰金）、又はこれを併科する。



### 焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ② 震災、水害、火災、凍結害その他災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

例外とされている行為であっても、むやみに燃やして良いということではありません。

時間帯や風向きによって、煙や臭いが御近所の方からの苦情に繋がります。気管支炎患者にとっては、喉に刺すような痛みを与えます。このような場合は、例外の行為でも焼却量や時間帯などを考慮した焼却を行うよう行政指導を行っています。

お問い合わせ先 高松市環境指導課適正処理対策室 電話087-839-2370

## よくある質問

Q 野焼きとは？

A 適法な焼却施設以外でごみを燃やすことを「野焼き」といいます。ドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴などの焼却行為なども含まれます。

Q 野焼きはなぜいけないの？

A 野焼きは、その煙が悪臭や大気汚染（PM2.5 など）の原因となるため、周辺住民の大変な迷惑となります。野焼きでは、通常焼却温度が200度から300度程度であり、燃やすものによっては、ダイオキシン類などの有害物質を発生させる恐れもあり、人の健康や環境に悪影響を及ぼしかねません。

Q 田んぼや畑のあぜ草や、稲わら、もみ殻を焼いても良いですか？

A 農業、林業又は漁業を営むため、やむを得ないものとして行なわれるものは、焼却禁止の対象外となっています。しかし対象外だからといって、むやみに燃やして良いということではありません。気象条件、時間帯などによっては、苦情につながります。このような場合は、例外が認められた行為であっても、焼却の中止を求めると共に、行政指導の対象になります。

Q 焼却炉を購入して、まだ数年しか使用していない。これからも使用したい。

A 平成14年12月から一定の構造基準を満たしていない焼却炉は、たとえ高額なものでも使用が禁止されております。

☆ 野焼きへの苦情が寄せられています。「煙の臭いが家の中まで入ってくる」、「洗濯物が干せない」、「煙で喉が痛い」などの内容です。「煙」は人によって感じ方が違います。

例外となっている焼却であっても、周囲の方への配慮（風向き、時間帯、量など）として、最低限のマナーが必要です。

なお、タイヤ、ビニール・プラスチック類は、いかなる場合においても焼却してはいけません。地域を美しく保つよう、御協力をお願いします。

**※野焼きを見かけた場合は、市または警察署へ。**

高松市環境指導課適正処理対策室 電話087-839-2370

高松市環境指導課廃棄物指導係 電話087-839-2380